

令和6年度 随時監査の結果（概要版）

【企画政策課、ふるさと納税推進室】

〔監査の対象〕

総務部企画政策課、ふるさと納税推進室の令和5年度及び令和6年度（令和6年4月19日分迄）における100万円を超える業務委託及び補助金等について

〔監査の実施日〕

令和6年5月14日

〔監査の場所〕

監査委員事務局

〔監査の主眼及び方法〕

令和5年度及び令和6年度（令和6年4月19日分迄）に係る所管事務について、あらかじめ提出を求めた関係資料に基づき、財務と一般事務の処理状況等を担当職員から説明を受けるなどの方法により実施した。

〔監査の結果〕

総務部企画政策課及びふるさと納税推進室の業務委託及び補助金等について、改善に要する事例は次のとおりであり、それらを除き、おおむね適正かつ効率的に管理執行されていると認められた。

（改善を要する事例）

- ・ふるさと納税業務全般（共通事項）

令和6年度における「収納代行業務の委託及び指定代理納付受託者の指定」に係る事務手続きが行われていないので、地方自治法第243条の2第1項及び財務規則第42条に基づき速やかに決裁を受け、告示を行うこと。

監査結果に係る措置通知書

監 査 結 果 （ 指 摘 事 項 ）	改 善 措 置
(1)ふるさと納税業務全般(共通事項) 令和6年度における「収納代行業務の委託及び指定代理納付受託者の指定」に係る事務手続きが行われていないので、地方自治法第243条の2第1項及び財務規則第42条に基づき速やかに決裁を受け、告示を行うこと。	令和6年度は、新規事業者からの関係書類の送付が遅れ、随時監査の時点で告示が完了してありませんでしたが、その後、関係書類が揃ったことから、告示を完了いたしました。